

令和2年5月11日  
(令和4年6月13日更新)  
出入国在留管理庁

## EPA看護師・介護福祉士候補者等で在留している帰国困難者に対する在留諸申請の今後の取扱いについて

これまで出入国在留管理庁においては、「特定活動」(EPA看護師・介護福祉士候補者等※)により本邦に在留する方で、新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難の方(以下「帰国困難者」といいます。)については、引き続きEPA看護師・介護福祉士候補者等に係る活動を希望する場合、原則として6か月の在留期間更新を許可してきました。

しかしながら、出入国者数が増加している状況等を踏まえ、今後は、帰国困難者について以下のとおり取り扱うこととします。

※EPA看護師・介護福祉士候補者等は、特定活動(告示16号、17号、20号、21号、27号、28号及び告示外)により本邦に在留する方を指します。

### 1 今後の取扱い

現在、帰国困難者として、「特定活動」(EPA看護師・介護福祉士候補者等)により本邦に在留する方は、以下のとおり更新を許可します。

- (1) 在留期限が令和4年6月29日までの方  
「特定活動(4か月)」
- (2) 在留期限が令和4年6月30日以降の方  
「特定活動(4か月)」※今回限り

注) 帰国困難を理由とする在留許可は今回限りとなり、以降の在留期間の更新は認められません。 今回許可された期間内に帰国準備を進めてください。

### 2 提出資料

帰国が困難であることについて、空港閉鎖や移動制限等により居住地に帰ることが困難な状況にあることが分かる資料と現在の受入れ機関及び受入れ施設において、これまで従事した業務と同種の業務に従事することを疎明する資料(受入れ機関が作成した理由書等)を提出してください。また、上記1(2)に該当する方(今回限りの更新を希望する方)は、上記の提出資料に加えて、「**確認書**」の提出が必要です。